

平成27年度府中市子ども・子育て審議会第3回利用者負担等検討部会 議事録

▽日時 平成27年8月5日(水) 午後5時30分から午後7時00分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第2会議室

▽出席者 委員側 近藤会長、原口副会長、木下委員、坂田委員、柴崎委員、鈴木委員、田中委員、長崎委員、横山委員(9名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、小森保育支援課長補佐、前澤子育て支援課長、市ノ川子育て支援課長補佐、酒井学務保健課長、小林保育支援課管理係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、河野学務保健課学務係長、織田保育支援課認定給付係職員、田村保育支援課認定給付係職員

▽欠席者 平田委員、米澤委員

(開会)

事務局

皆さん、こんばんは。

定刻よりちょっと早いですけれども、皆さん、お集まりですので、ただいまより平成27年度府中市子ども・子育て審議会第3回利用者負担等検討部会を開催したいと思います。

(※事務局 資料確認・説明)

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

皆さん、こんばんは。連日、暑い中、大変ご苦労さまであります。

平成27年度府中市子ども・子育て審議会第3回利用者負担等検討部会を開催していきたいと思います。

初めに、本日の委員の出席状況及び傍聴希望者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

本日の会議は、委員定数11名のうち、2名の委員から欠席のご連絡をいただいております。9名の方にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、子ども・子育て審議会条例第8条第2項の規定により、有効に成立することをご報告いたします。

次に、本日の検討部会の傍聴でございますが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、8月1日号の広報ふちゅう及び市ムページで募集をいたしましたところ、傍聴の

ご応募はありませんでした。

会長

ありがとうございました。

それでは、早速、次第の1「議題」に入っていきたいと思います。

(1) 利用者負担等に係る論点についてということで、今回は具体的な論点について、個別に議論を進めていただこうと思っております。

では、まず資料13について、事務局から説明をお願いいたします。

【次第1 議題(1) 利用者負担等に係る論点について】

事務局

(※資料13 「利用者負担等に係る論点について」2ページ目説明)

会長

ありがとうございました。

それでは、ここまでで何か、2ページのことでご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。そうしたら、次のページからは、各項目と主な論点に入っていきたいと思います。

①の2・3号認定に係る所得階層について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(※資料13 「利用者負担等に係る論点について」①3～6ページ目説明)

会長

ありがとうございます。

一応、項目①の説明、ここまでのところで区切るということで、いろいろ論点も含めてご意見があるかと思えます。皆さん、何かご質問あるいはご意見はいかがでしょうか。

委員

ちょっと確認というか、既にこの主な論点で挙げられている中で、階層をもっとふやしたらどうか、と今このデータのご説明をいただいたわけですがけれども、例えばもっと階層を増やした場合に、その先の効果というか、見えているものがもしあれば——今、階層を増やしたらどうか、階層ごとの金額差を少なくしてはどうか、高所得者の階層についてさらに、ということで3つ挙げられていますけれども、それをやった場合の効果だったり、または影響がもう既に事務局サイドでわかっているのであれば、ちょっと教えていただければと。

会長

それでは、事務局から、今の件でよろしく願います。

事務局

階層を増やしたらどうかということにつきましては、もしも、その階層方法を——階層というよりも全体として値上げ、仮に金額を改定するとなると、全てのところに金額の差が出るよりも、ある程度階層を絞って、そのところを小分けにすることで、さらに、例えば、今の1階層の中を3つに分解して、そこで金額のめり張りをつけるというような金額の変え方もあるのではないかと、そういうような意味合いが大きいと考えております。

会長

よろしいですか。

委員

そうすると、2つ目の金額差ですとか、3つ目の高所得者のところも、何か影響や効果があり、何かあればですけども出てきますか。現時点でなければ、もうそれでも結構ですが。

会長

何か影響等があればということなので、事務局の方針だけお願いします。

事務局

高所得者の方につきましては、ある程度、今回ほぼ現在の保育料が応能負担ということで、所得が高い方について「これが適切な保育料なのか」というところで「もう少しご負担いただくのか」とか、ほかの階層の方との差が所得の折り合いで「これでよろしいのか」と、そういったところで見ただけであればありがたいかなということになるかと思えます。

会長

よろしいですか。

委員

はい。ありがとうございました。

会長

そうしたら、今までのことで、認可保育所ということで見直したことや、何かありましたら。

委員

保育園を経営している者として発言させていただきたいと思うんですけども、今のお話では、きめ細やかに対応するということはよいことだなというふうに階層のお話が出て、感じたところです。

私ども私立保育園長会でお話をし、皆さんの意見を聞いてまいりましたけれども、基本的

にはあまり上げないほうが保護者の方にはよろしいわけで「子育てのしやすいまちに」というイメージを、これからもつくりなければいけないんじゃないかというご意見をいただいています。

利用負担が上がると「あっ、こんなにかかるんだったら保育所に入れなくてもいい」と、そういう保護者が出てきてしまうのかなという心配はしています。本当に養育放棄というお子さんも保育園に入所しているわけですが、お金のことでそういう養育放棄が起こってしまうというのは避けたいことだなというふうに考えているところでございます。

ただ、私どもは保育単価制度として、お子さん1人が来て、初めて保育園の経営が成り立つということになっておりますので、そういう意味でも本当に保育料が高いから、お子さんを違う市へ通わせるという家庭が増えることは避けたいと一よく保育料が安いと、そっちの市に流れるなんていう話も聞いたことがございますので、そういう流れにならないようにというふうに思っているという話は、私ども園長会でも出ているということでお伝えしたいと思います。

会長

ありがとうございます。例えば、事業者の立場として、そういうご意見をいただいております。

ほかの方で、今までのところでのご意見、ご質問とかあればお願いしたいのですが。

委員

認証保育所の立場で申し上げますと、やはり非常に安いといえますか、私どものところは大体——府中市では預け方にもよるんですけども、我々が基本保育料と言っているのは4万円から6万円の間ですので、年収500万円ぐらいの世帯ですと、D5かD6になるかというふうに思っているんですが、そうすると半分ぐらいなのでやはり差が非常に大きいなど。ただ、認可保育園の利用料を上げればいいという意味ではなくて、この差を考えなきゃいけないなど。

今、認証保育所の場合、府中市では、単独で利用者負担補助ということで毎月1万円をいただいておりますけれども、それでもまだ差はすごく大きいというふうに思っています、この差を埋めるようなことを考えなきゃいけないなどというふうには思っております。

会長

ありがとうございます。

それでは、また後でもう少し議論をできるとは思いますが、ほかにこれまでの論点のところでは何かございますでしょうか。

では、先に行ってもよろしいでしょうか。では、②の項目に移りたいと思いますので、7ページへ行っていただいて、②標準時間認定と短時間認定について、事務局での説明をお願いいたします。

事務局

(※資料13 「利用者負担等に係る論点について」②7～9ページ目説明)

会長

ありがとうございます。

ただいま②のところの標準時間認定と短時間認定ということで、負担額と運営費との考え方の論点をご説明いただきました。事業者の立場では、どんなご意見が出ているのでしょうか。

委員

短時間認定というのは求職活動者と、それから産休や育休の方々というふうに該当するかと思うのですが、結局短いんですね、期間的に。その後、皆さん、お働きになるという前提になっていますので、基本的には標準時間に移るのがほとんどという現象になっていると思いますので、その差があると、次のステップに移りにくいんじゃないかというふうに思います。

また、私どもの経営サイドから言うと、非常に収入が少なくなるということですが、保育所はやめさせることはできませんので、ずっとやっていかなきゃいけないので、なるべく近いほうが、私どもは経営としては安定するというふうには考えているところでございます。

会長

ありがとうございました。

ほかの委員の方々、今の②のところまでで何かご意見、ご質問等があればお願いしたいのですが。

副会長

今のお話で、保育サイドからですと、やはり経営に差があるということなんですが。利用される側からは、この利用料についての何かご意見とか、そういったことというのは実際におありなんでしょうか、希望とか要望とかと。

会長

事務局、お願いします。

事務局

今年は、経過措置があるものですから、ほとんど今までの人は標準時間になっているという場面ですので、まだその意見が出てきていないというふう考えております。

会長

経過措置というような中で、現状では特にそういう意見が出ているわけではないというお話です。

ほかに、お願いします。

委員

私の立場上、働く者の立場のところでお話をさせていただきますと、先ほど育児休職のお話が出ていましたが、いろんな企業の中でも育児休職の期間というものは差があるんです。長いところは3年などとありますけれど、そういった場合、現状からすると、その育児休職を全て3年なら3年を使い切ってから職場に復帰をするという方だけではなく、できるだけ早く預けたいというような状況もあるものですから、預ける側、同じ働く人間でも預けるのに非常に差が大きいというところで、特に、先ほどお話があったとおり、やはり金額の差があると。それも要は、戻るか戻らないかの基準になってしまう可能性があるなというふうに、今お話を聞きながらちょっと感じた次第です。

会長

ありがとうございます。同じ保護者の中でも、職場により育児休業の長いところと短いところがあると。そういうことが、やっぱり費用の点では影響が大きいというご指摘だと思います。

ほかにはどうでしょうか。

委員

育児休業中と産休というのは、もう既に短時間認定にされるということは決定しているのでしょうか。

会長

その辺、事務局で何かご説明ありますでしょうか。

事務局

育児休業中については、まず前提として、その子を預けた場合には「育児休業から復職して仕事に戻っていただく」というのがあるかと思います。育児休業中でも預け続けるというのは、下の子が生まれて育児休業の際に上の子を預けている場合に、その上の子の預け方として保育園に預けているというのは、育児休業中、仕事に復職はしていないけれども、預け続けているので、その分については育児休業だけれども、保育園を利用されているということで、その部分についてのお話かなと思うんですが、その部分については基本的に仕事をしていないという状態ですので、こちらとしては、できれば短時間認定という形でお願いするというのはあるかなと思うんです。

ただ、事務手続ですとか、そういったところも含め、全員を短時間で限定するということとはなかなか難しいのかなという部分もあるので、その部分については規則で必ず短時間認定という形で縛るということは、園ではしていないという状態です。

会長

ご質問に対して、よろしいですか。

委員

はい。じゃ、それはもう保護者の意向で、ということで理解してよろしいでしょうか。

事務局

今のところは、そのような制度になっているかなと思います。

委員

はい。

会長（近藤幹生）

じゃちょっと先へ進みますが、ほかによろしいですか。それでは、項目③の説明をお願いいたします。事務局、お願いします。

事務局

（※資料13 「利用者負担等に係る論点について」③10～11ページ目説明）

会長

ありがとうございました。

項目の③というところでご説明をいただきました。この運営費部分についての数字ということでもあるので、先ほどと同じように、もし事業主さんのご意見がございましたら、その点をお願いしたいと思います。

委員

ゼロ歳児は、突然死があるものですから、すごく丁寧に見ないと、私どもとしては非常に心配です。国の基準として、ゼロ歳児は3人に保育士が1人、1・2歳は6人に保育士が1人という形で、本当にそのリスクを背負ってやっている人間としては、その費用がかかるのも仕方ないところだろうとは思っているところでございます。

会長

ありがとうございます。

今のこの年齢別の③のところですが、ほかの委員の方々、何かご意見、ご質問で結構ですが、どうでしょうか。

では1ページめくっていただいて、12ページ、④非課税世帯の負担額についてということで、それでは事務局からお願いいたします。

事務局

（※資料13 「利用者負担等に係る論点について」④12～14ページ目説明）

会長

ありがとうございました。

それでは、先ほどもありましたが、この④の非課税世帯の今のご説明について、ご質問あるいはご意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。副会長、お願いします。

副会長

私見なんですけれども、生活保護世帯については費用が「0円」というのはもちろんそのとおりかなと思うんですが、もし検討の余地があるのであれば、この非課税世帯については、どういったご家庭かというのはわからないところもあるので——自営でやっていらっしゃる方とか収入が全くないというわけではないような世帯が、もし例えばこのBのところに含まれているような場合があるとすれば、考え方としては、先ほど階層のお話もあったと思うんですけれども、収入が多いところからはどうしても負担は増えるだろうという中で、では収入が多い人たちだけだったらよいのかといったときに——生活保護世帯については国基準で構わないと思っているんですけれども、そういったところも少し見て、全体的なバランスを見たほうがいいかなという思いがあります。

私は、個人的には、このひとり親世帯等が他市のところにもあるんですけれども、府中市でもそういった検討の余地があるのであれば、ぜひ議論をしていただきたいなというふうには思っております。

介護保険について言えば、3年に1遍の介護報酬の改定があって、今年の8月から、利用者の1割負担から2割負担——収入に応じてですけれども、そういったことで収入の多い人はどうしても取られてしまうということがあるんですが、せっかく今、全体的な議論をしているのであれば、高い収入のあるところ言うと語弊があるのかもしれないんですが、全体的なバランスを見て議論をしていただきたいので、府中市さんの考え方として例えば、このひとり親世帯等について、どういうふうなお考えがあるのかということをお教えいただきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。

今、委員の皆さんの意見もお聞きしたいということだと思うんですが。いかがでしょうか。

委員

そういう意味では、一番最後の14ページの資料の中で、他市では既にやっているところは、ひとり親世帯等だけだというような実績がある中で、そう考えると多分ももとの今日の議題の中の①の2・3号認定における階層を増やす、というような考え方にもつながってくるのかなと。その階層の中のB階層を、どういう階層に分けるかというところがあったと思います。

資料的には、ひとり親世帯等のみが「0円」というように出ていますけれども、さらに細分化されたものが他市にあたりするのかなと、ちょっと疑問に思ったものですから。もともと一番初めに階層を細分化するというところが、要は上に広げるのか——上というのは、

D14のところをさらに広げて高所得者のところを増やすだけなのか、それともさっき言ったようなB階層も細分化してということも視野に入れるのかと考えがあれば、ちょっとお聞かせいただければなと思うんですけど。

会長

ありがとうございます。

実情として事務局はどうですか。例えば、そのBあたりのところをもっと細かくやっぴらっしゃるところがほかにあるかどうかとか、そこら辺も、もしわかれば教えていただけますか。

事務局

他市の状況という前に、まず国の基準という形になりますと、この非課税世帯のうち、ひとり親世帯等というのは、ひとり親だけではなく、例えば障害をお持ちでとかといういろいろな条件があつて、その条件の方は国の基準としては0円と。保育料を利用者負担からは0円にしてください、という国の基準になっております。それ以外の非課税世帯の部分については、国の基準ですと6,000円ですとか3,000円というような感じで基準が定められています。

有料の非課税世帯の部分の中で分けるというのは、要は税額が0円という中の分けになると、それ以外の条件で分けるというのがなかなか難しいのかなというところで、基本的に把握している部分では、今のその2区分、ひとり親世帯等——言ってみれば、国が基準という「困っている世帯」という部分は0円にして、それ以外の単純な非課税世帯のところを0円にするのか有料にするのかという2区分で、それを両方0円にする市と、そこを分けて有料と無料にする市があるというような現状になるかと思ひます。

会長

ありがとうございます。今の件に関して、もう少し、いかがでしょうか。

委員

要は、以前にご質問があつた論点のところ「食費も負担」と、ここに書いてある内容ですよね。在宅の食費はかかるものであり、食費を負担しているんだから、というところと今のをどこかで、しきい値を決めなくてはならないというところが、どうしてもひとり親世帯等というところとなかなか結びつかないと。問題として挙げられているところと結果、しきい値がなかなか結びつかないということがあつたので、多分これが結論というか、議論としての方向性が出ないのかなと思つたものですから、そういう質問をさせてもらひました。

会長

それでは、また本日欠席の委員が出席の回でもう少し、この問題は丁寧に議論するという扱ひにしたいと思ひますが、よろしいですか。一応今日は、ずっと資料をもとにして事務局から説明をいただいたわけですから。

全体を通して、委員の皆さんから、どのあたりでも構いませんので、ご質問あるいはご意見があればお願いしたいと思います。

委員

今年度から日曜日と祝日の保育料が無料になったと思うんですけれども、今までは週に6日分の保育料だったと思うんですよね。

現在、日曜・祝日の保育をやっているのは認可園だと2園だけだと思いますが、その2園の在園の方は日曜・祝日を利用しても、平日に保護者がお休みのときにはお休みするという事は可能だと思うんですが、他園からそちらの日曜・祝日の保育を利用している方は、把握をしていないのであれば7日利用するという形になると思うんですが。そうすると、週7日と週6日利用している人がいるとなると保育料が、またそれが同じということは、ちょっと平等ではないような気がするんですが。

会長

はい。その辺もちょっと日曜・祝日の保育ということで、実情が、もし事務局で今どんな状況かとわかれば教えていただけますでしょうか。

事務局

まず、この27年度からの新制度、制度が変わったことに伴いまして、要は、保育のエリアの休日というのは土曜日は休日ではなく、開所日で普通の園として開いている日になりまして、日曜日あるいは祝日という部分が今の休日という形になります。その休日の部分については通常、保育園というのは閉まっている、閉所しているという状態なんですけれども、日曜日に働いている方もいらっしゃるんで、その日曜・祝日に働いているという方を対象として認可の保育園の中で今、委員さんがおっしゃられたように、府中市内では2園、休日保育という形で開所をしている園があるという状態になっております。

こちらは制度が変わり、この新制度のもとでは、その開所している2園の休日の部分についても、全体の公定価格の中に含まれているという考え方に変わりましたということで、27年度からは示されております。ただ、保育を受ける、サービスを受ける側からすると、基本的には週7日働くという前提ではなく、週5日あるいは週6日働いている方のための保育ということになりますので、休日を利用される——日曜日に働いているということは、逆に月曜日ですとか、ほかの曜日は休みをとって、そこは保育園に預けないんだよという前提で料金とか、あるいは公定価格というのが組み立てられていることは国が示しているというところになります。

ただ、今、委員さんがおっしゃられたように、実際の普段から自分が在園している園で休日を利用される場合ですと、例えば日曜日に働いている方が出てきたので月曜日はお休みですよ、ということは把握できるんですけれども、他園から平日あるいは土曜日は別の認可保育園に在園している方で、日曜日だけ休日保育をやっている保育園に預けられるという場合ですと、その把握は確かにどちらも2つの園にそれぞれ任されている状態というのが現状かと思っておりますので、利用される方によっては週7日で利用することも——今現状で言えば、

その手続だけでいうと、不可能ではない状態になっているかなというのは認識しているところではございます。

ですから、その具体的な制度運用については、例えば就労の証明書の中で証明していただくとか、そういうことが今後出てくるのかなということは考えております。ただ、今現状のその利用者の料金と、あるいは運営費という形になりますと、週7日で利用できる方も料金としては同じというのが現状で、また問題点でもあるのかなということは認識しているところでございます。

会長

ありがとうございました。

今のご説明で大体おわかりいただけたかなと思いますが、その辺でもうちょっと何か関連してありますか。ほかのことも含めてで結構ですが、ご質問等ありますか、ご意見も含めて。

副会長

今回、保育所の中でも認可保育所を中心にご議論をしていただいたというふうに思っておりますが、認可保育所以外の施設についても今後、議論が必要ではないかなというふうに感じております。幼稚園、それから認証保育所についても公費が使われているという面では、やはり議論が必要かなというふうに考えております。

幼稚園については前回、いろいろご説明いただいたところですので、ご提案としては認証保育所について、もう少し現状の考えですとか状況を聞かせていただけるとありがたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

会長

もしお立場であれば、ぜひお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

委員

私、認証保育所から代表で来ているんですけども、認可保育所、認証保育所って紛らわしいんですね。私どものところには外国の子が来るんですけども、保護者に説明するのに英語だと一緒になっちゃうんですね。何が違うのかということが、非常に説明するのが難しいです。認証保育所はどのようなものかと、どういう課題があるかということをお話させていただきます。

認証保育所というのは、認可・認可外でいうと、認可外保育所になります。認可というのは児童福祉法、国の法律でできた福祉施設として税金で運営されるという施設なわけで、認可保育所は主に社会法人であるとか、そういうところが運営されているものですけども、平成13年に大都会の東京ではなかなか認可保育所というのは手続も大変だし、当時は認可保育所もあまり長い時間開設していなかったものですから、もう少しニーズにマッチした保育制度を東京独自でつくろうというのが発端でして、石原知事が就任早々、肝いりでつくったものです。

当時は、やはり場所も考えなければいけないということで、駅の近くに――府中市でも高

架下とか駅構内にある施設もありますけれども、駅の近くの利用しやすい場所に配置しましょうということでスタートしたものです。それから、いろいろと中身も少しずつ変わってきて、必ずしも駅の近くでない施設も増えてきて、今や東京都で700の園があります。それから、定員ですけれども、2万4,000人というふうに拡大をしています。府中市では16園ありまして、定員ですと500人のお子さんをお預かりしていますということです。

そもそも、その要件として、13時間は開所すること、それからゼロ歳児保育を必ずやること、それから認可園と違って直接契約をして保育料は園独自で決めてくださいと。ただし、上限が月220時間以内であれば8万円以下にすることといういろいろなルールがあるんですけども、建物の中身とか運営でいうと、ほぼ認可園と一緒になんですけど、違うのは保育士の配置で、認可保育所の場合は有資格者100%、全員が有資格者でなくてはいけないのに対し、6割を最低基準と、その辺がちょっと緩い部分もあります。

そういうところで、やはり待機児を解消するということが非常に貢献度が高いわけで、もちろん府中市も今はもう認証保育所も待ちが出るほど、待機児がいるほどいつもいっぱい状態で、また中身についても非常に評判がよいということです。認可園と大きく違うのは、先ほど言いましたように、700の施設で2万4,000人ですから、1園当たり三十数人という——大体、府中市も30人から40人の施設がほとんどなんですけど、小規模です。逆に、その小規模がよいということで入れている方もいらっしゃいます。

課題になるんですけど、やはり保育料というのが大きな課題です。保育料は認可と認証はどれだけ違うかというのは、認証がかなり高いわけですけど、比較が非常に難しいです。認可保育所は、たしか朝7時から夜6時までですよ。月曜日から土曜日まで預けて均一料金なんですけど、認証保育所の場合は、やはり運営上、大体8時半から5時半の9時間保育で、基本保育料というのを決めているところが多いです。その額が月曜日から金曜日まで、大体4万円から6万円の間に設定をされて、それは事業者が自由に決めています。

そうなりますと、その時間を利用される方については少し差が少なくなりまして、例えば高収入の方というのは認証よりも高いお金を払うようになります。ただ、土曜日を利用されたり、それから朝早く、夜遅く利用される方には、圧倒的に認証保育所は高くなります。何倍と、もう倍以上になるというケースもありますし、やっぱりその保育料の負担ということで、おおむね朝8時半から5時半ぐらいまで預けられる方で、年収500万円ぐらいの方ですと5万円ぐらいかかっているのが大体、半額ぐらいになるという感じです。

先ほど話ししましたが、認証保育所の場合は一応公費を使っている園ということで、府中市から利用者補助金というのが出ております。月額1万円です。ですから、5万円といっても4万円を保護者が負担をするということになりますけれども、まだまだそれでも倍ぐらいい感じにはあるということです。これが非常に課題でして、たまたま順番が不利で認可園に入れなくて認証に行っているという方もいらっしゃいます。そういう方が倍の保育料を払わなければいけないという問題が起きておまして、その辺を解決する——平等とか、不公平ということを見ると、そこら辺をちゃんと埋めるような利用、保育料を下げるか、あるいは保護者の負担を増やすかという、どちらかになると思うんですけども、そういうことをやっていく必要があるのではないかなと。

東京都内では、ほとんどの市区町村でそういう保護者補助をやっておりますけれども、区

によっては認可保育所と同等になるような部分、その分を補助するというふうなところもありますし、また一切補助しないというところもありますし、市区町村によって、いろいろとやられているようです。保育料の差と、この辺が非常に大きな課題だと思っています。

結果どういことが起きるかという、私どものところでは、約半数の子供は認可園に申し込んでから認証保育所に来ております。また、半分の方は就労条件もあまり長時間働いていらっしやらない方とか私の園がよいということであらっしやるんですけども、4月に半数の子がどっと移っていきました、認可園に。認証保育所に入っていると点数、加点もありますし、認可に入りやすいものですから移っていくんです。

事業者、我々運営としては、やはり半分の子が移っていくという、せっかく慣れた子が振り出しに戻るような形でまた、というその保育の質の面からも、できるだけ安定して固定して、うちの園で上がっていくというような形が理想だと思っています。それに近づけるには、やはり保育料のところというのは解決していかなくちゃいけないというふうに思っています。

それから、やはり課題としては保育士が集まらないということです。今のところは最低基準6割とありますが、私どものところも実際に回すには8割ぐらいいないと、うまくシフト等を組めないわけですけども、辞めたときにその補充がなかなか難しいというのがあります。実は認可園も含めての保育求人欄ということは言われているんですけど、認証保育所の場合は少し運営費が少ないということもあって待遇、処遇がなかなか上がらないということで、初任給で大ざっぱにいきますと、感覚的には認可保育所より給料が1万円から2万円安くなってしまいます。そういう意味で、認可園ですら保育士を集めにくいところに、さらに認証保育所は集めにくいという状態になって、いろいろほかの園にしましても皆さん、苦勞をしていらっしやるというところなんです。

ただ、この辺の処遇の改善に関しましては、府中市の保育支援課の方にもいろいろ頑張っただきまして、今年はかなり運営費を増やしていただけるということで実際にはかなり改善されているんですけども、それでもまだまだ実際に保育士というのは待遇が悪くて、資格を持っていても、その資格を使って働く人がなかなか増えないという問題がありまして、この辺もいろんな方面で考えていかなくちゃいけないということでの活動はしております。大体そんなところなんです。

会長

ありがとうございました。

市内の中で500人近い子供たちの保育をしていただいているという中で、やはり利用者負担の検討部会としては認証保育所さんの問題あるいは幼稚園の方々も含めての利用者負担の問題ということ、今日は認可保育所のところを中心にやってきたんですが、今後、認証のところと幼稚園関係のところを課題を整理しながら、もう一度いろんな資料を含めながら議論ができていけばよいのではないかと、今お話を伺っていて思いました。

ほかに、今日全体のことで結構ですが、ご質問やご意見、もう少しあればお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

委員

保育ですので負担金のお話なんですけれども、サービスの単価という考え方を今、認証の田中さんから話を伺いましたが、認可もサービスに対する単価を考えていかなきゃいけない場合もあるのかなというふうに思います。

先ほど日曜日の保育についてお話が出ましたけれども、それはサービスですので、それに対しての保育料というのは税金の額によって決まっているというのとは、今は違った考え方なんですけれども、そういうことも必要なのかなというふうに感じました。

会長

ありがとうございます。

ほかには、全体を通して何かありますでしょうか。

委員

9ページですけれども、月額単価の比較のところ「標準」と書いてある、これは国基準の年齢別の単価ということかと思うんですけれども、現実には補助金ベースでいうと、この額はえらく安過ぎるように思うんです。大体、補助金ベースでいうと、どれぐらいになるんですか。

会長（近藤幹生）

事務局で何か、今のご説明はありますでしょうか。

事務局

実はこの国基準のベースをお示しさせていただいたのは27年度、この新制度が始まって、そこに消費税の財源を用いて国が職場改善ですとか、あるいは配置基準の改善ですとか、そういったものも含めて単価の見直しをして基準を上げてきたというところがあります。

その基準を上げてきたものに伴って、市町村でそれに——当然これだけでは、今おっしゃるように安過ぎるので、府中市としても上乘せをして保育所の運営費をお出ししているんですけれども、その上乘せの部分というのは国の基準で算出された経費については、今まではうちが上乘せでやっていた部分が国基準に変わったりだとか、そういったところで全体的な金額の見直しがちょうどかかっているところになるので、なかなか今の段階で今年度の数字をそのまま示すというのが、今すぐにはちょっとまだ計算の途上というか、途中という状態もあるので、今まずは国基準をお示しさせていただいたということになります。

確かに現実、本当に市からお金を出しているのは1人当たりいくらかとなると、この金額よりは大きい金額を、26年度からは実績としてもお出ししているという状態ではあります。

会長

よろしいですか。

委員

私の感覚では、倍ではないかというふうに思うんです。これの倍ぐらいあるんじゃないか

などというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

会長

事務局、何かありますか。

事務局

ただいま、いわゆる市の上乗せ的部分の要素があるというお話をしましたけれども、26年度の決算のベースで本当に大きく申し上げますと、私どもの上乗せの「振興費」という名目ですが、平均しますと1カ月お1人6,000円から7,000円程度、振興費として市独自でお出ししているという数値になります。

それで、ちょっと補足でお話しさせていただきますと、8ページと9ページの資料でお話ししているところで、この資料のポイントとしてごらんいただきたいのは、8ページでお話ししています利用料が標準に比べて短時間は1.7%で安いです。こうなっているんですけども、9ページでお示ししている保育所へ行く公定価格は、ゼロ歳児でいうと短時間は2.5%安くなるんです。利用者負担は1.7%安くなるんですけども、保育所へ行くお金は2.5%少なくなるということで、ここのバランスがどうかというところ、現在の国の制度としてどうなのかというところがあります。

これは要するに、保育所は11時間あいているわけですから、基本的に大ぶりで申し上げますと、人件費等々については11時間を前提とした人件費・管理経費等々がかかっております。それで、通われているのが11時間いるお子さんもいれば8時間で帰られるお子さんもいるという個々のところでありますので、運営費がその8時間のお子さんの分だけ2.5%減っても、11時間分の経費が基本的にはかかっている、しっかりやるということなんです。その中で、いただくお金が1.7%減で運営費が2.5%減で、その差のところがいかがなのかというところも少し議論する上で考えていただければというふうに思う次第です。

会長

ありがとうございました。

よろしいですか。この運営費のところは定員によっても単価は大分違ってきますし、恐らく市内の状況をどういうふうに考えているかというときには、もう少しいろいろな細かな検討は必要なんだろうなというふうに、私は見ていて思いました。

いずれにしても、次回以降、市内の幼稚園あるいは認証保育所を含めた利用者負担のあり方というところも、また少し絞りながら議論を重ねていくという方向に持っていきたいなどは思っております。

委員

第2子半減というところで、国が示すのと異なり、府中市が独自で第2子半減という形になっているんですけども、その辺ちょっとご説明いただくとありがたいなと思っております。

会長

その点で、事務局からご説明いただけますでしょうか、第2子半減ということ。

事務局

利用者負担の金額については、国が示している部分でも第2子ですと半額、第3子ですと無料という示し方をしております。その国の基準に基づきまして、府中市としても2号・3号認定の利用者負担額の認定については、この資料9でお示しした金額、この金額から第2子については半額、第3子については無料という形になります。ちなみに、2号・3号認定についての第2子、第3子という、そのカウントの仕方としては、就学前の児童で保育所あるいは幼稚園等の施設を含めてですけれども、そういった施設を利用されている場合の兄弟の数によって、第2子、第3子というカウントをしております。

ちなみに、反対側、主に幼稚園側の1号認定の利用者負担額についても、国の基準としては第2子は半額、第3子は無料ということは同様に示されているんですが、府中市として、もともと幼稚園の保護者に対しては補助金を交付をしており、もともと交付をしていたんですが、その補助金が第2子と第3子で半額、要は補助金額を変える——変えてはいるんですけれども、倍額とかという単純な金額の差ではなかったもので、その補助金額を組み込んだ形になるので、この利用者負担額については、1号認定をぴったりほぼ半分ですとかという形にはなっていないと、そういう状況でございます。

会長

よろしいですか。

委員

はい。ありがとうございます。

会長

そうしたら、今日は一応、利用者負担等に係る論点というところで、主に認証保育所について、資料をもとにしながら議論を深めてきたということになります。

それでは、特によろしければ、今後のことも含めて、次第の2「その他」に移りますが、よろしいですか。そうしたら、事務局で何かございますでしょうか。

事務局

今日はどちらかというと言費、それから認可外というところで認証保育所の方からいろいろとお話をさせていただいたんですが、——今日のご議論は、本当に最初のさわりの部分ということになります。

前回資料でちょっと今お手元にはないかとは思いますが、ご自宅に戻られましたら、私どもで一番最初に、2・3号認定に係る所得階層について、ということで論点を幾つか書かせていただいているんですが、まず大前提で、認証保育所でも認可保育所でも、幼稚園に通われているお子さんでも、全て府中市の子供は皆、同じ平等のもとにあるかと思えます。

その中で、適切なそれぞれの施設の保育料の部分のお話になりますので、当然通われていない方であったりとか、また待機児童が府中市の場合は本当に多いんですが、そういった方たちのことも考えますと、やはり府中市全体としては一番最初にお示しをさせていただいたとおり、扶助費、特に保育園の部分については新設の保育園をつくっておりますので、運営費もどんどん上がってきています。その中で全ての子供が平等に教育・保育、今回の新しい制度の中で一体的にやっていくために、やはり全体のバランスを市としては考えたいと考えております。

その中で、今日認可保育所から中心にお話をいただきましたが、利用者の側の声もしっかりと聞いておかなければいけないということもございますので、次回は利用者側のご意見をもう少し聞きながら——今日は認証保育所の課題なども出ましたので、他区市の認証保育所の状況ですとか補助金の導入の仕方ですとか、そういったものの資料をお出ししたいと思っております。また、幼稚園も実は、施設型給付という国の制度に変わっている幼稚園もありますので、そういったところの保育料の部分についてはやはり議論をしていかなければいけないということになりますので、——また今日の議論を保護者にお伝えをしながら、その辺も含めて前半はご議論もしていただければというふうに思っております。

前回資料の中で、私が一つ気になったのは、階層の部分ですが、前回資料でも各市の状況をお示しさせていただいております。府中市の場合ですと17階層という階層なんですが、実は近隣の市なんかですと29階層ですとか25階層とか27階層という階層があります。ですので、幅広く、やはり所得の高い人から取ってしまうということよりも、全体的に皆さんに少し負担をしていただくという考え方はないのかということも含めて今回、一番最初の主な論点のところでお知らせさせていただきました。前回お配りをしている資料などもちょっとお目通しをいただきながら、次回また皆様にご意見を頂戴できればと思っております。

会長

ありがとうございました。

今の事務局からの説明で、何かご質問がありますでしょうか。では、日程ですが、次回は9月9日水曜日の午後5時30分という予定になっておりますので、ご確認をいただければと思います。

何か、その他のことでよろしいでしょうか。それでは、今日の第3回利用者負担等検討部会を終了いたしたいと思っております。

長時間にわたり、ありがとうございました。